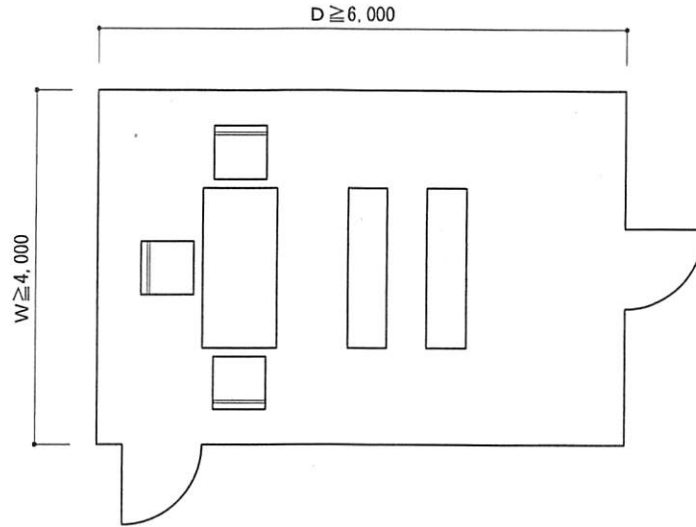


10 審判廷・傍聴人心得板等・各種棚

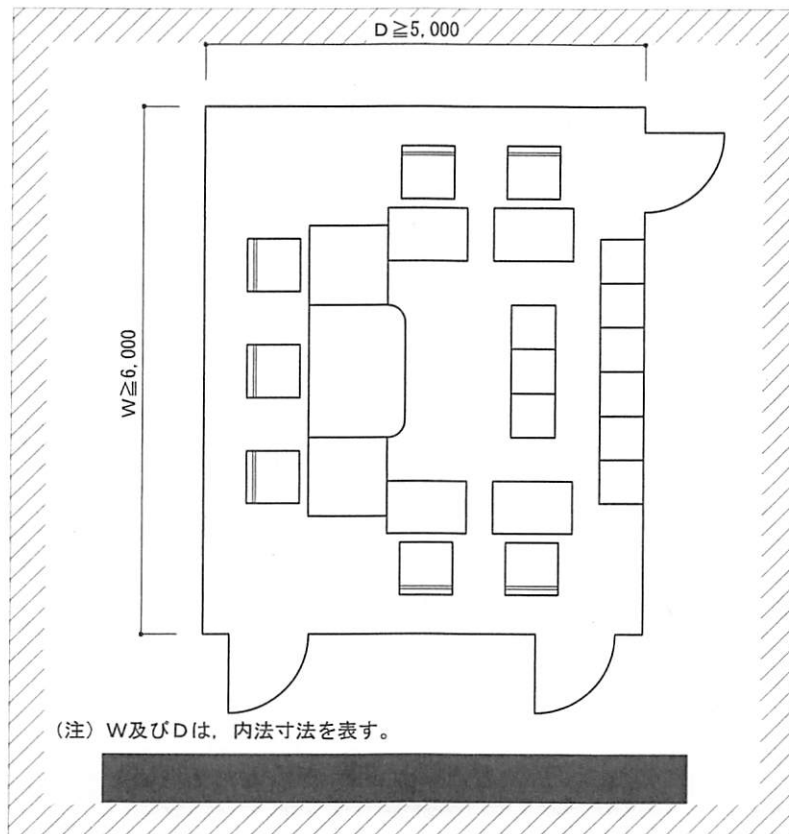
■家事審判廷家具配置例



(注) W及びDは、内法寸法を表す。

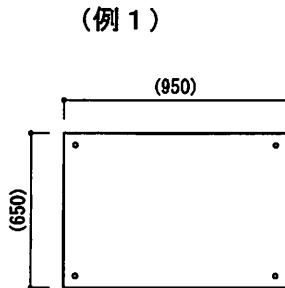
合議審判廷とする場合は別途寸法を考慮する。

■少年審判廷家具配置例

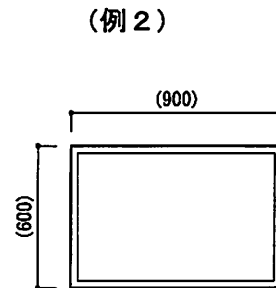


(注) W及びDは、内法寸法を表す。

■傍聴人心得板参考例

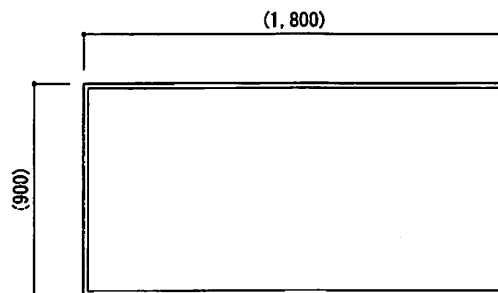


アクリル板 厚9mm
四方ビス止め



合板 厚9mm
アルミ枠30mm

■競売関係注意板参考例



合板 厚15mm
アルミ枠20mm

■各種棚

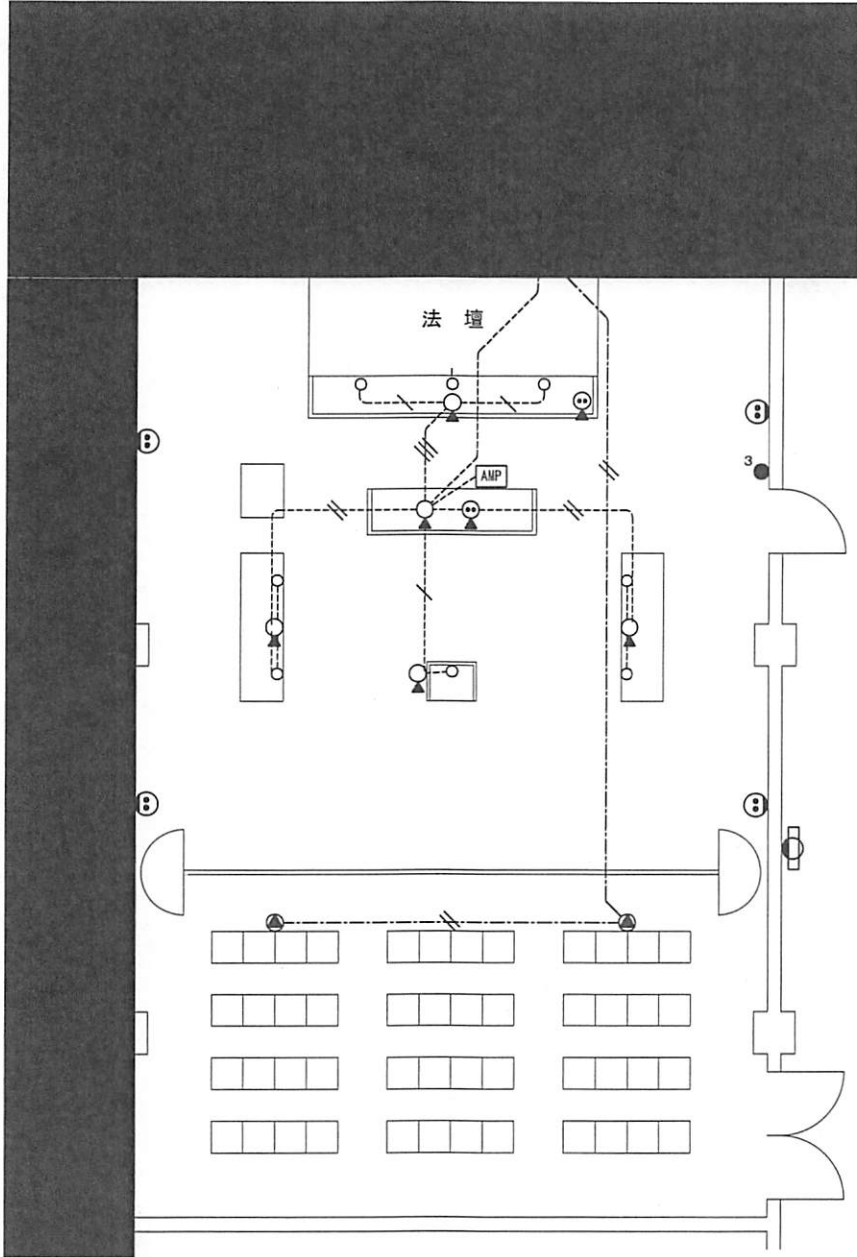
1. 書庫及び \blacksquare の棚は、JIS-S1039 (書架・物品棚) による。
2. \blacksquare 用紙庫、備品庫の棚は、 \blacksquare JIS-S1039 (書架・物品棚) による。
3. 各室に踏台を、1台以上設ける。

■注意事項

1. 傍聴人心得板、競売関係注意板は、参考例であり現地裁判所と打合せの上決める。
2. 審判廷の扉に \blacksquare と「関係人入口」を張付けることができる。

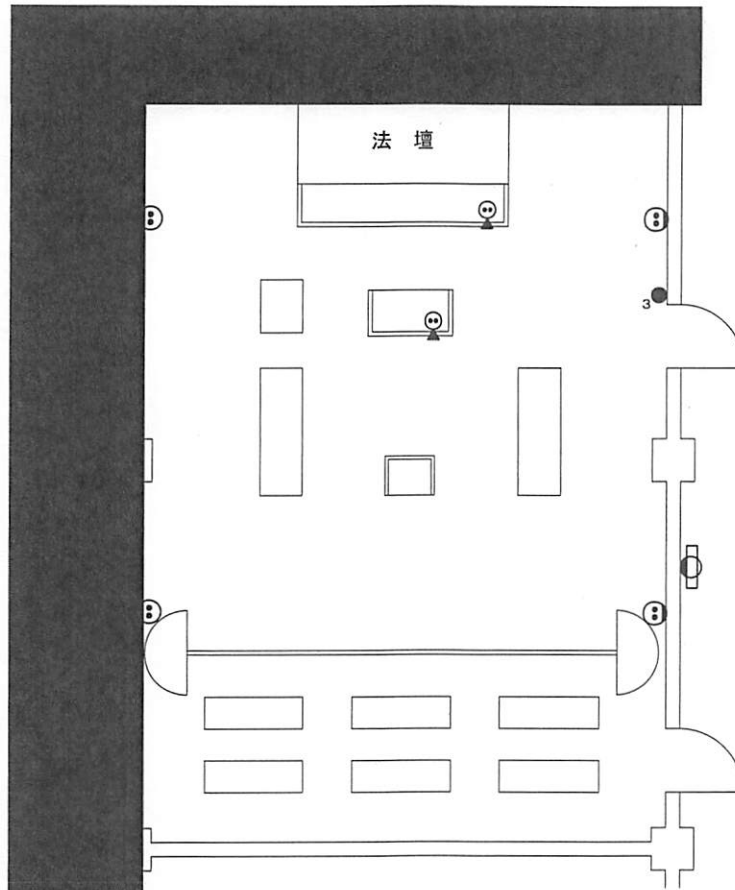
11 コンセント・法廷拡声設備

■合議法廷

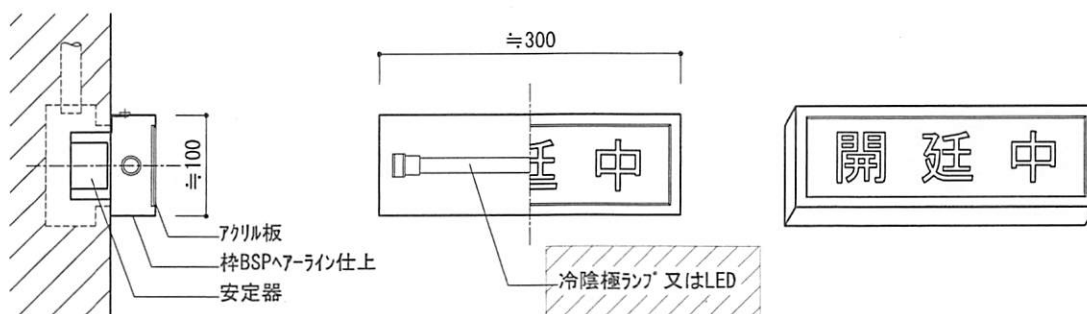


- 凡例
- | | | | |
|-----|---------------|----------------|----------|
| ○ | ローテーションアウトレット | ● | 照明スイッチ |
| ○ | マイクロホン | ● ³ | 照明3路スイッチ |
| ⊙ | 壁付きコンセント | ◻ | 開廷表示灯 |
| ⊙ | フロアコンセント | | |
| ⊙ | 埋込型スピーカ | | |
| □ | ジャンクションボックス | | |
| AMP | アンプ | | |

■ 単独法廷



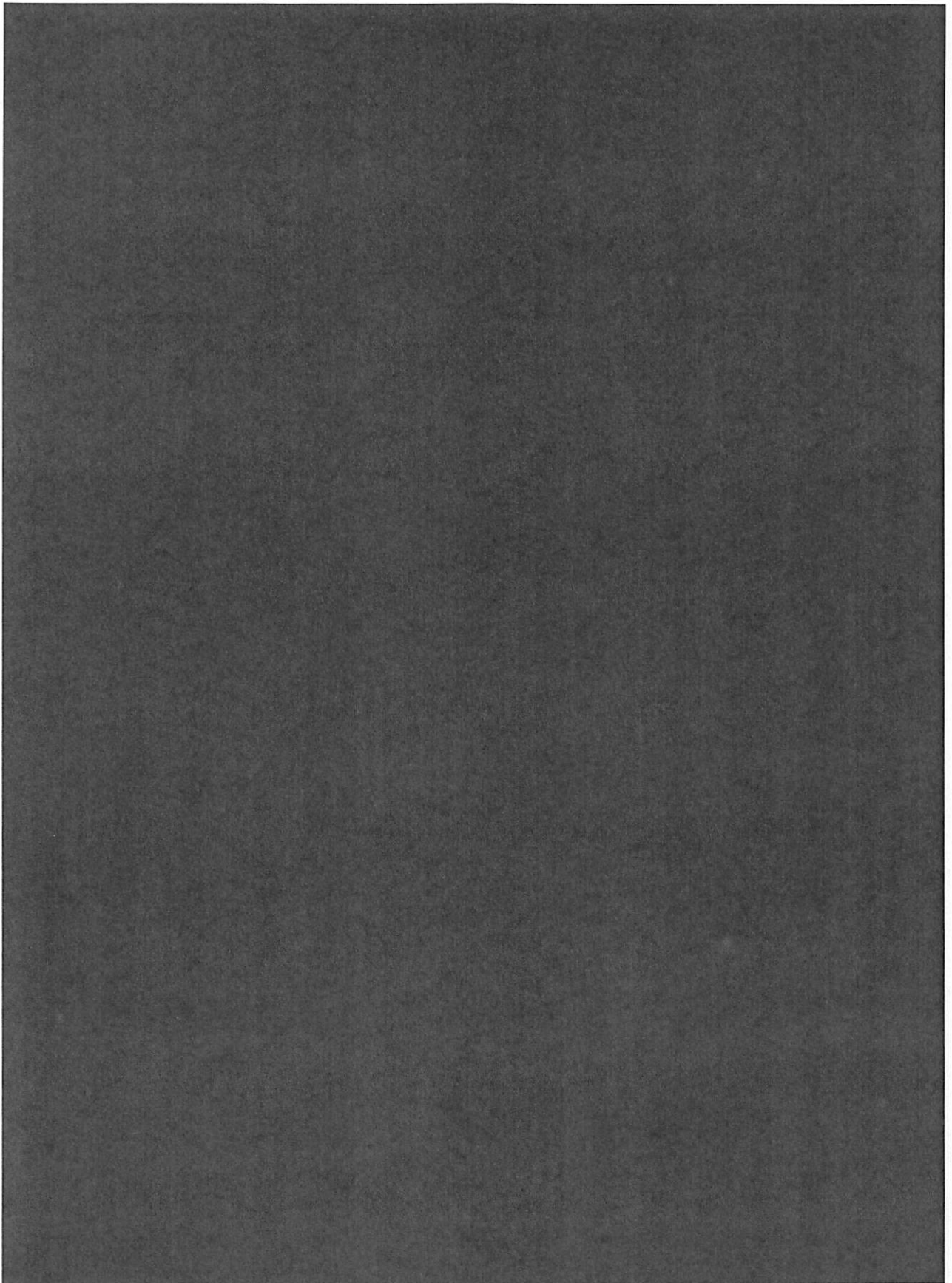
■ 開廷表示灯詳細図

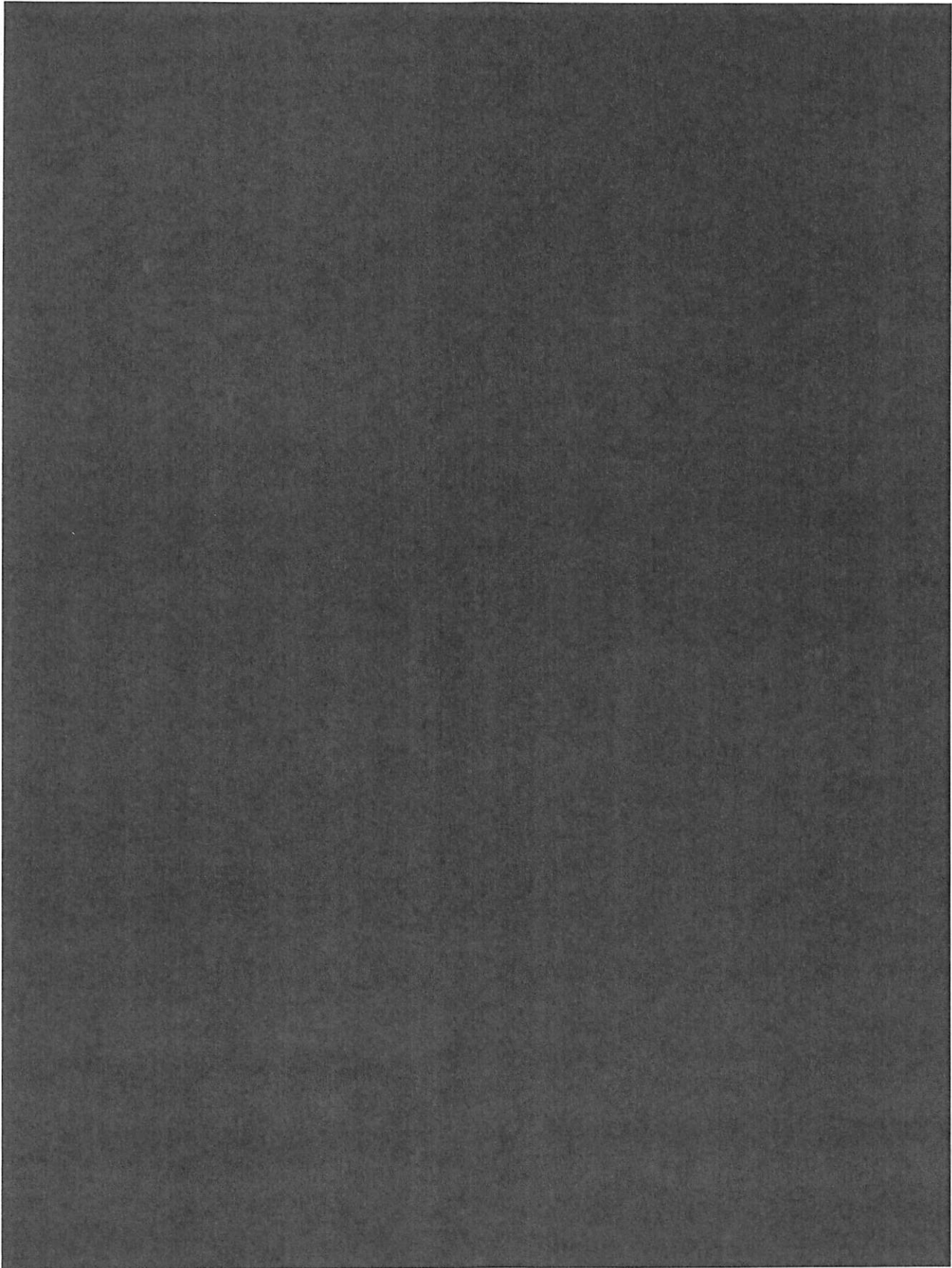


1. 表示灯は半埋込形とし露出部分の寸法は事件表示板に合わせる。
2. アクリル板は内側より乳白アクリル板, グリーンフィルター, グレースト (文字切抜), スモークアクリル板とする。

■ 注意事項

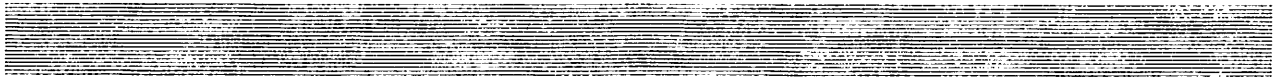
マイクロホンケーブルは、専用ケーブルとする。



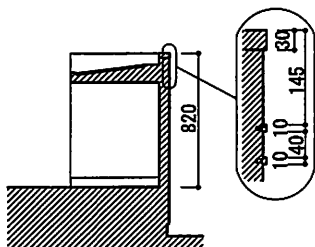
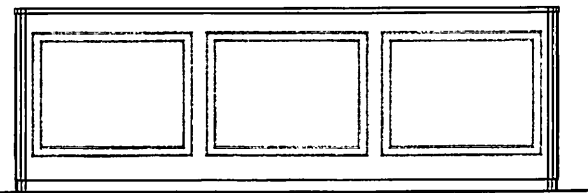
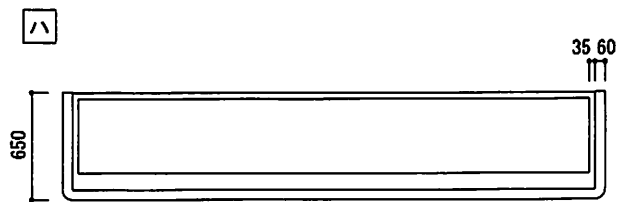
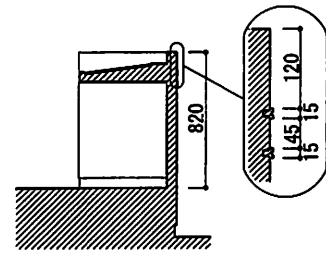
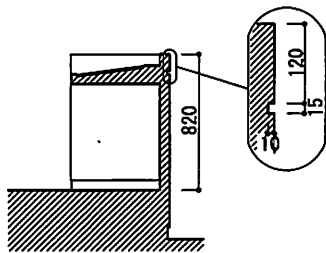
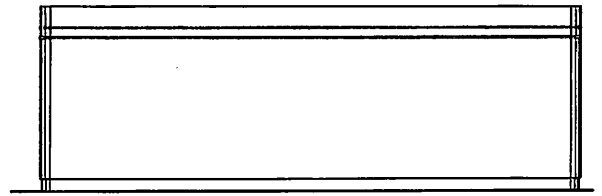
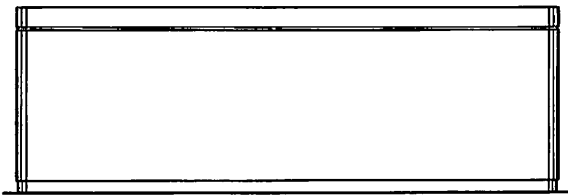
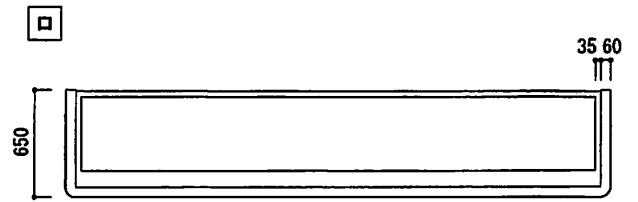
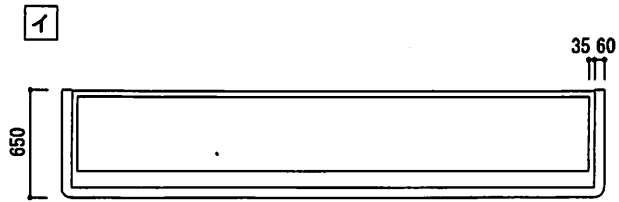


13 別添資料

- 法卓デザイン例
- 二重床及びタイルカーペット対象室
- じゅうたん仕上げ区分（案）
- 扉，間仕切り壁及び天井の仕様について
- 事務室の自動扉設置条件について
- 調査室のマジックミラー設置条件について
- 裁判員裁判制度関連諸室について



■法卓デザイン例



■二重床及びタイルカーペット対象室

H16. 7. 23

二重床及びタイルカーペット対象室

室名	二重床	床仕上		備考
		改訂前	改訂後	
法廷（改修工事は対象外 *）				
合議法廷（独立家裁含む）	○			傍聴席は実状により二重床可
単独法廷（合議事件非取扱支部以上）	傍聴席は除く	ビニル床タイル(軟)	タイルカーペット	
RT法廷（合議事件非取扱支部以上）	○			
簡裁法廷（独立簡裁）	×	ビニル床タイル(軟)	ビニル床タイル(軟)	
簡裁RT法廷（独立簡裁）				
[Redacted Room Name]	×	ジュータン（敷込み）	カーペット(織ジュータン) (敷込み)	
			タイルカーペット	
	○			
	△	ジュータン	タイルカーペット	
		ビニル床タイル(軟)	タイルカーペット	
書記官室，調査官室	○	ビニル床タイル		
訟廷事務室				
高裁事務局事務室				
総務課	○	ビニル床タイル	タイルカーペット	
人事課				
会計課				
管理課				
地家裁事務局事務室				
総務課	○	ビニル床タイル	タイルカーペット	
人事課				
経理課				
会計課				
出納課				
用度課				
資料課				
地家裁支部事務局事務室				
庶務課	○	ビニル床タイル	タイルカーペット	
検察審査会事務局				
審査事務室(※2)	○	ビニル床タイル	タイルカーペット	
その他				
執行官室(※1)	○	ビニル床タイル	タイルカーペット	
医務室	×	ビニル床タイル		

凡例) ○：実施 △：実状による ×：実施見合せ

* 既存の法廷改修については、裁判員の運用方針が出された時点で検討する。

(※1) 執行官が少数しか配置されていない庁については、事務員の人数・整備予定のパソコン台数・執行官事務室の形状等を考慮して必要な場合に整備を行う。

(※2) 審査事務室が独立した事務室で、かつ職員が複数執務している室に整備を行う。

注) タイルカーペットはループパイル、厚6.5mmを標準とする。

■じゅうたん仕上げ区分（案）

じゅうたん仕上区分（案）

H9. 6. 13

部 屋 名		設 計 基 準	適 正 ラ ン ク				
		ジュータン	W-10				
		〃	W-7				
		〃	T-7				
		タイルカーペット	タイルカーペット				
		タイルカーペット	タイルカーペット				
		タイルカーペット	タイルカーペット				
会議室	特 定 本 庁	大	〃	T-7			
		中		*			
		小		*			
		特別		T-7			
	合議事件 取扱支部以上	タイルカーペット	タイルカーペット				

[凡 例] W : ウィルトンカーペット
 T : タフテッドカーペット
 数字 : パール長
 * : 実状により, T-6(ル-7), タイルカーペット, ビニル床タイル等を考慮する
 〃 : 上欄と同じ

■扉、間仕切り壁及び天井の仕様について

設計資料1

01.07.27

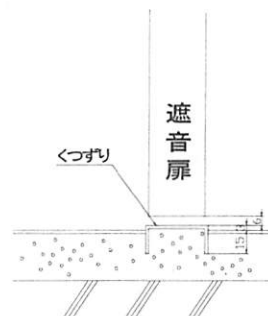
扉、間仕切り壁及び天井の仕様について

1. 扉の仕様(遮音性能)について

(ア) 法廷, ラウンド法廷, [REDACTED]

会議室等

遮音扉(遮音等級 T-1程度)を使用する。
枠のタイプは、三方エアタイトとし、扉の下部は隙間
(6mm以内)とする。



(イ) [REDACTED] 審判廷, 審尋室, 調停室, 調査室, 準備手続室(兼和解室),
相談室, [REDACTED] 等

遮音扉(遮音等級 T-1)を使用する。枠のタイプは、
三方エアタイトとし、扉の下部はエアタイト装置を設ける。

(ウ) 一般室

一般扉(ペーパーコア)を使用する。

2. 間仕切り壁の仕様について

(ア) 法廷, ラウンド法廷, 会議室等

せっこうボード厚 12.5+12.5 両面張りとする。また、四周シールとする。

(イ) [REDACTED] 審判廷, 審尋室, 調停室, 調査室, 準備手続室(兼和解室),
家裁相談室, [REDACTED] 等

せっこうボード厚 12.5+12.5 両面張り, ロックウール厚 50, 40Kg/m³
充填とする。また、四周シールとする。

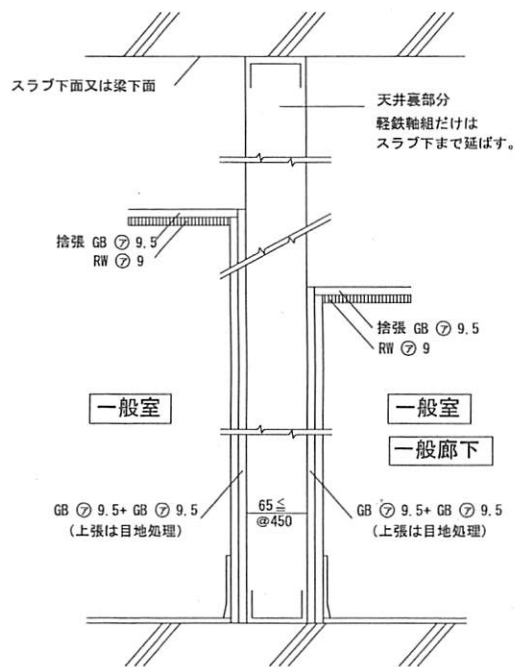
(ウ) 一般室

せっこうボード厚 9.5+9.5 両面張りとする。張り上げは天井までとする。

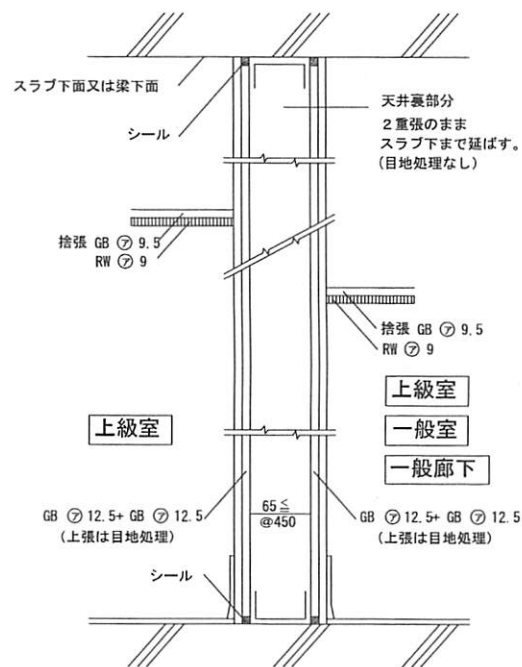
3. 天井の仕上げについて

(ア) 上級室, 一般室共, 捨張せっこうボード厚 9.5+RW厚 9 程度とする。

間仕切り壁の仕様について（軽鉄せっこうボード壁）



※ 不燃せっこうボードが必要な場合、厚12.5に統一する。



※ 上級室において、 審判廷、審尋室、調停室、調査室、準備手続（兼和解室）、家裁相談室、 等はロックウール厚50、40Kg/m³充填とする。

上級室とは法廷、ラウンド法廷、 審判廷、 秘書官室、会議室、 調停室、調査室、 準備手続兼和解室、家裁相談室等のことである。

■事務室の自動扉設置条件について

事務室出入口の自動扉化は下記条件を全て満たす場合に考慮する。

1. 1階玄関ホールに面した書記官室であること。
2. 地裁、簡裁の民事関係の受付を集約した書記官室であること。
3. 相当数の来庁者が見込まれる書記官室であること。
4. 原庁の強い要望があること。

■調査室のマジックミラー設置条件について

調査室のマジックミラー設備は下記条件を全て満たす場合に考慮する。

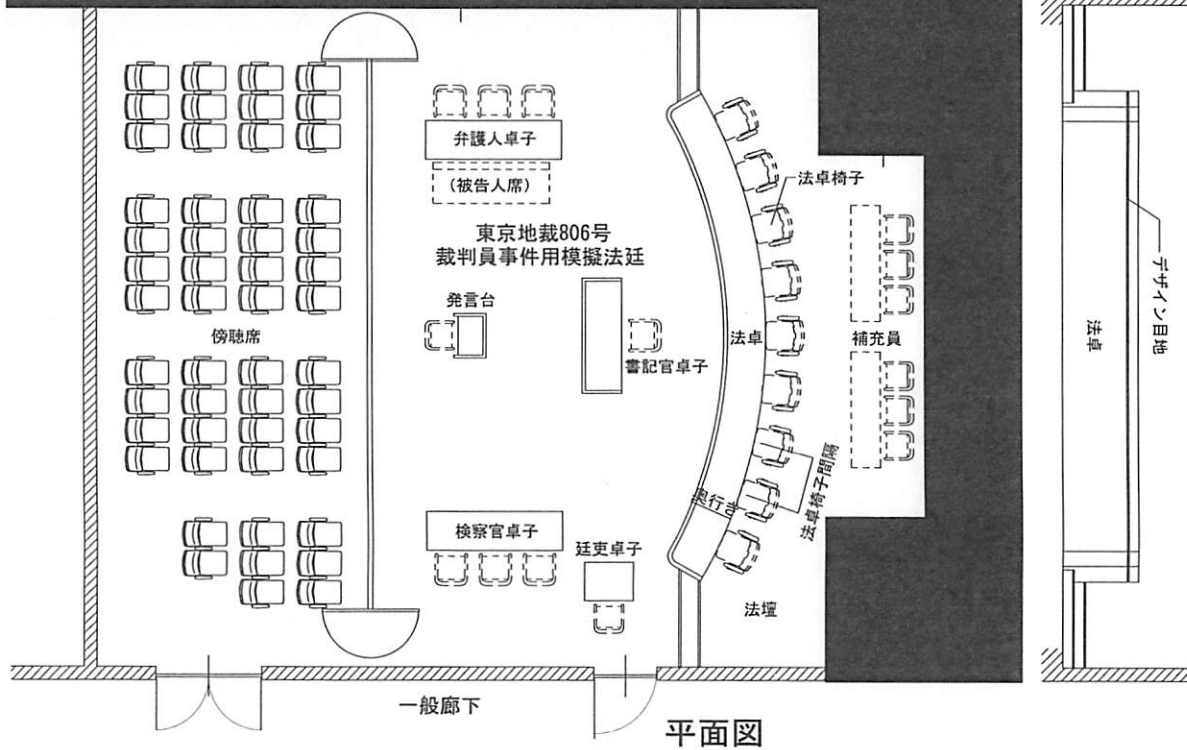
1. 原庁の強い要望がある。
2. 本庁及び本庁相当規模の支部庁舎である。
3. 庁舎の新営若しくは増築工事であり、他の事件処理室が十分確保出来る。
4. その他（算定調査室数の範囲内である）

以上の条件を満たす際に考慮し、新営、増築時に統一的に実施するものではない。

裁判員事件用模擬法廷の改修について

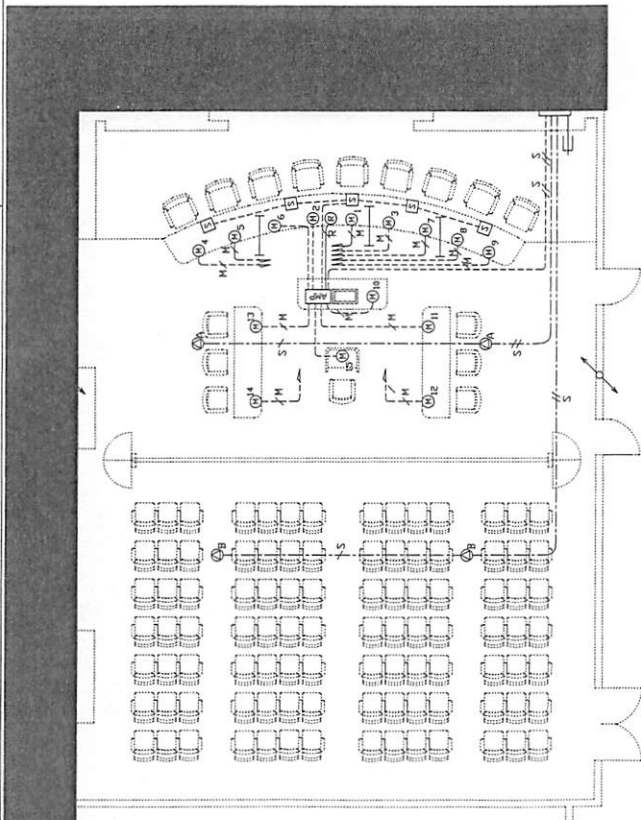
裁判員事件用模擬法廷は参考図である。

■裁判員裁判制度関連諸室について



1. 原則として、床、壁及び法廷家具等について再利用できるものは利用すること。上図の波線表示家具は備品対応とする。
2. 床は仕切柵より法壇側をフリーアクセスフロア敷設とする（傍聴席側は除く）。
3. 床仕上はタイルカーペット張りとする（法壇床含む）。
4. 法卓の卓面は水平とし、奥行きは660（平部600）、卓面高さは730を標準とする。卓面はレザー張りとしめない。また、車椅子利用者を考慮した高さとする。
5. 法卓は弧型とする。支持補強に考慮すること。（参考：東京地裁806号裁判員事件用模擬法廷の法卓弧 半径 7400）
6. 法卓椅子間隔は850～950を標準とする。
7. [Redacted]
8. フリーアクセスフロア床面と法壇床面の高低差は350とする。
9. 法壇の点検口については電気設備等の状況を考慮し設置する。法壇下から法卓面まで電気縦管外（幅300+奥行35程度、点検可能）を設置する。また、横引配線受金物、裏補強についても考慮する。
10. 将来、天井面には映像機器等が内蔵若しくは吊下げられる可能性があるため、原則としてフラット面とすること。
11. 法卓のデザインについては、東京地裁806号裁判員事件用模擬法廷のデザインと異なる計画の場合は、参考に図面を送付すること。
12. その他の仕様については現状の法廷仕様とする。
13. 既存法廷の改修であり、以上は一応の標準であって各庁の実情に応じた対応も可能であるため、質疑事項等があれば連絡してください。（単位：mm）

最前部観劇席打 打席設備 平面図（この観劇席使用設備図は基本図である。）

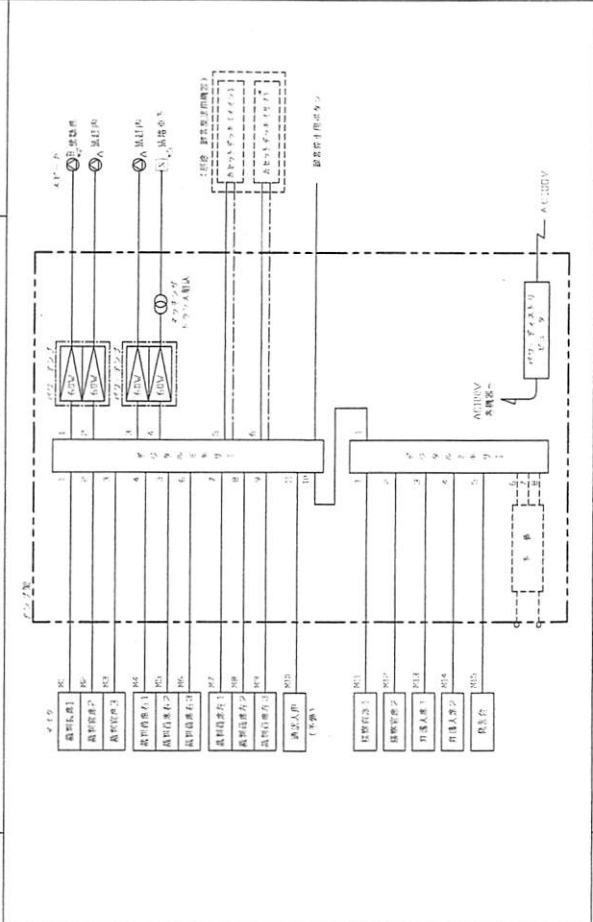


①	イイラ
座席	座席
通路	通路
階段	階段
出入口	出入口
設備	設備
その他	その他

②	最前部観劇席イイラ
座席	座席
通路	通路
階段	階段
出入口	出入口
設備	設備
その他	その他

注記
 1. 座席番号は、この観劇席使用設備図を参照せよ。
 2. 座席番号は、この観劇席使用設備図を参照せよ。

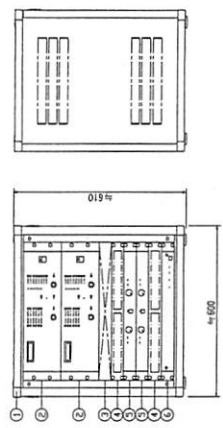
最前部観劇席打設備 システムブロック図



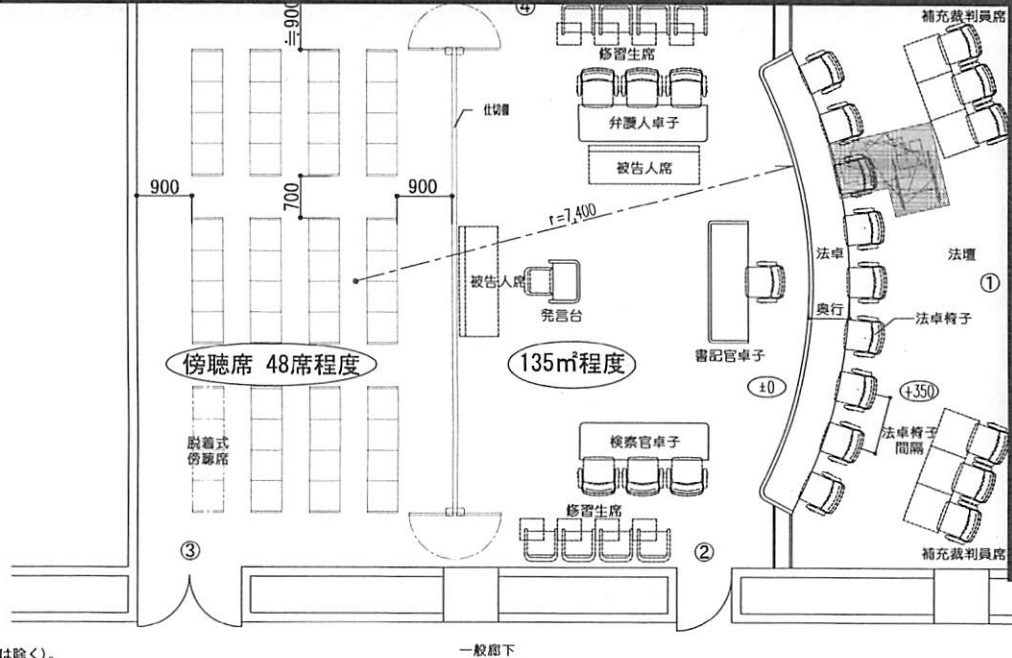
平面図

No.	記号	説明
1	イイラ	イイラ
2	イイラ	イイラ
3	イイラ	イイラ
4	イイラ	イイラ
5	イイラ	イイラ

③	イイラ
座席	座席
通路	通路
階段	階段
出入口	出入口
設備	設備
その他	その他



新営・増築時の裁判員裁判法廷 イメージ (案)



【内部仕上げ】

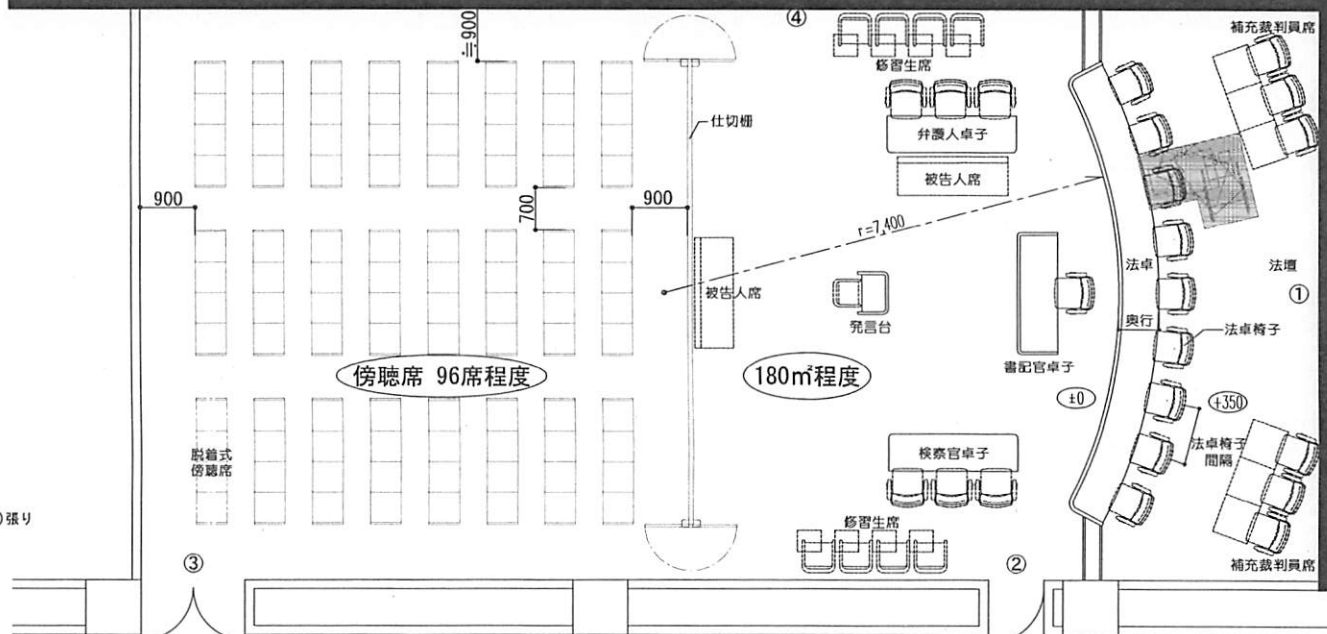
- 床 …二重床・タイルカーペット(ループバイル)張り
- 幅木…木製クイヤラッカー塗り
- 壁 …クロス張り
- 天井…ロックウール化粧吸音板

【設計上の留意点】 (単位: mm)

- ・床は仕切槽より法壇側をフリーアクセスフロア敷設とする(傍聴席側は除く)。
 - ・床仕上げはタイルカーペット張りとする(法壇床含む)。
 - ・法卓の卓面は水平とし、奥行きは660(平部600)、卓面高さは730を標準とする。卓面はレザー張りとし、また、車椅子利用者考慮した高さとする。
 - ・法卓は弧型とする。支持補強を考慮すること。(参考:東京地裁806号裁判員事件用模擬法廷の法卓弧半径7400)
 - ・法卓椅子間隔は850~950を標準とする。
 - ・フリーアクセスフロア床面と法壇床面の高低差は350とする。
 - ・法壇の点検口については電気設備等の状況を考慮し設置する。
 - ・法壇下から法卓面まで電気配ダクト(幅300×奥行35程度、点検可能)を設置する。また、横引配線受金物、裏補強についても考慮する。
 - ・将来、天井面には映像機器等が内蔵若しくは吊下げられる可能性があるため、原則としてフラット面とし、天井内に補強対策を施す。
 - ・その他の仕様については現状の法廷仕様とする。
 - ・ハウリング、残響時間に注意する。
 - ・法卓のデザインについては、別紙(参考例)を参照すること。
- 注: 点線は備品であってイメージをつかむために表現したものであり、その整備については別途検討する。



新宮・増築時の裁判員裁判法廷（大） イメージ（案）



傍聴席 96席程度

180m程度

1-07

- 【内部仕上げ】
- 床 …二重床・タイルカーペット(ループパイル)張り
 - 幅木…木製クリヤラッカー塗り
 - 壁 …クロス張り
 - 天井…ロックウール化粧吸音板

- 【設計上の留意点】（単位：mm）
- 床は仕切柵より法壇側をフリーアクセスフロア敷設とする（傍聴席側は除く）。
 - 床仕上げはタイルカーペット張りとする（法壇床含む）。
 - 法卓の卓面は水平とし、奥行は660（平部600）、卓面高さは730を標準とする。卓面はレザー張りとし、また、車椅子利用者を考慮した高さとする。
 - 法卓は弧型とする。支持補強を考慮すること。（参考：東京地裁806号裁判員事件用模擬法廷の法卓弧半径7400）
 - 法卓椅子間隔は850～950を標準とする。
 - フリーアクセスフロア床面と法壇床面の高低差は350とする。
 - 法壇の点検口については電気設備等の状況を考慮し設置する。
 - 法壇下から法卓面まで電気線ダクト（幅300×奥行35程度、点検可能）を設置する。また、横引配線受金物、翼補強についても考慮する。
 - 将来、天井面には映像機器等が内蔵若しくは吊下げられる可能性があるため、原則としてフラット面とし、天井内に補強対策を施す。
 - その他の仕様については現状の法廷仕様とする。
 - 検察官卓子、弁護人卓子は原則1つとする。
 - ハウリング、残響時間に注意する。
 - 法卓のデザインについては、別紙（参考例）を参照すること。
- 注：点線は備品でありイメージをつかむために表現しており、その整備については別途検討する。

